

埋蔵文化財の手続き よくある質問 Q&A

Q1 申請から指導事項の通知が来るまで何日くらいですか？

→おおむね 10 日ほどです。試掘調査が必要な場合は、試掘後から 10 日ほどです。

Q2 包蔵地内は本調査が必要ですか？必要ない場合は、どんな場合ですか？

→いろいろなケースがありますが、令和 5 年度実績では、95%が調査不要（慎重工事か立会）、5%が試掘調査、1%が試掘及び発掘調査となっています。

（たとえば）

- ・ 周辺の調査の結果から推定して、埋蔵文化財がないと考えられる場合。
- ・ 地盤改良がなく、ベタ基礎などで、掘削の深さが埋蔵文化財に達しない場合。
- ・ 盛土を行うことで、掘削の深さが埋蔵文化財に達しない場合。
- ・ 包蔵地内だが試掘（確認調査）の結果、その場所には埋蔵文化財がなかった場合。
- ・ 分譲地の造成だが道路を通さない場合や、敷地延長（旗竿地）の場合。
- ・ 建物の下に杭を打つが、杭基準を満たす場合。（細くて間隔が広い杭）（直径 0.5m 以下、杭間のスパンが 1.8m 以上、杭総面積が建物面積の 5% 以下）

Q3 まず試掘をしてほしいんですが？いつしてくれませんか？

→試掘の要不要は、分譲地内道路の有無や、掘削の深さ、地盤改良の有無等によって変わりますので、それらの計画図面が出来てから、届出をご提出ください。

計画図面の内容が埋蔵文化財を損壊するおそれがある場合は、試掘確認調査を行い、その結果をもとに県への進達内容（発掘調査、立会、慎重工事）を検討いたします。

また、申請者様へは、埋蔵文化財への影響がない工法への変更をお願いする場合があります。

→試掘をしなくても、埋蔵文化財への影響がないと判断される場合は、試掘も本調査も必要ありません。

Q4 地盤調査の結果がまだないのですが、書類は提出していいですか？

→地盤改良の有無や基礎の構造が確定してから、ご提出ください。計画図面（配置図、基礎構造や地盤改良の図面）がない届出は審査できませんので、後日（地盤調査後）計画図面がそろってからご提出ください。

Q5 売買による照会ですが、試掘をしてくれませんか？

→試掘確認調査は、埋蔵文化財への影響がある掘削がなされる場合に行います。埋蔵

文化財の発掘（掘削を伴う工事等）を行う場合に、届出を提出していただき、その添付図面から、埋蔵文化財への影響があるかどうかを判断します。よって、原則として計画自体がない時点で試掘確認調査を行うことはありません。

→売買に伴う照会や、土地評価のための確認の際は、やめマップの検索結果をご使用ください。また、周知の埋蔵文化財包蔵地かどうかの確認結果を示す文書が必要な方は、[周知の埋蔵文化財包蔵地確認書入力フォーム](#)からお手続きください。メール又はファックスで返送いたします。

Q6 試掘調査の調査費用の自己負担はありますか？

→試掘調査は、お客様の費用負担はありません。国県市が負担いたします。

Q7 発掘調査になった場合の調査費用の自己負担はありますか？

→専用住宅建築に伴う発掘調査は、お客様の費用負担はありません。国県市が負担します。

→道路やダム等の公共事業、建売住宅、共同住宅、店舗、病院などの事業目的の民間事業等は、事業主負担をお願いしています。（次年度以降の整理費用のご負担もお願いしています。）

→開発道路、位置指定道路などの分譲地の道路部分は、事業主負担をお願いしています（寄付された道路については、次年度以降の整理費用は市で負担しています）。

Q8 本調査の費用の相場はいくらですか？

→遺跡の種類や密度、深さなどにもよりますが、一般的には平米当たり 1 万円以上かかることが多いです。本調査が避けられない見通しの案件については、当方で詳細な確認調査を行い、本調査の費用を積算することができます。

Q9 本調査の期間はどれくらいかかりますか？

→遺跡の種類や密度、深さなどにもよりますが、平均的な例としては、以下のとおりです。

- ・住宅（100 m²未満）なら 1～2 か月程度
- ・300 m²の開発道路なら 3～4 か月程度
- ・5000～1 万 m²の建物などなら 1 年～4 年程度
- ・10 万 m²の工業団地などなら 10～20 年程度